令和6年度 TOYAMATCH イベント事業募集要領 (3次募集)

1 補助の対象事業

出会いや交流、結婚を希望する独身男女を対象に出会いの場を提供するために TOYAMATCH 登録事業者が実施する、交流イベント又はコミュニケーションスキルの向上 等に資するセミナー(以下「イベント」という。)であって、次のいずれかとします。

に負力のヒマク	(ST 1
(1) 一般	①参加対象者は、出会いや交流、結婚を希望する 18 歳以上の独身男
イベント	女であること。
	②参加者は、県内全域から広く一般に募集すること。また、1回あ
	たり実績で男女計 10 名以上の参加者があること。
	③イベントの広報のため、TOYAMATCH 運営サイトにイベント情報を
	掲載すること。
(2) 企業間連携	①県内企業、団体等2者以上が連携し開催するイベントであること。
イベント	②参加対象者は、出会いや交流、結婚を希望する 18 歳以上の独身男
	女であること。
	③参加者は、県内企業、団体等2者以上が雇用する従業者等から募
	集すること。また、1回あたり実績で男女計10名以上の参加者が
	あること。

- ・事業は、営利を目的とせず、参加者から参加費を徴収する場合は、その総額が参加者 全体が消費する経費(飲食代等)の実費程度であること。
- ・交流イベントを実施する場合は、カップル成立率を高めるための工夫を十分検討すること。
- ・事業終了後、参加者にアンケート調査を行い、その結果をとりまとめたうえで事業 を評価すること。アンケート項目は県が指定するものに従うこと。
- ※国の補助金等(市町村から交付される補助金で、その財源に国の補助金が充当される場合を含む。)の交付を受けている、又は受けることが確定している場合は補助対象外とします。

2 補助の対象者

- (1) TOYAMATCH 事業実施要綱に定める TOYAMATCH 登録事業者であること。 ※TOYAMATCH に未登録の場合は、登録後に申請してください。
- (2) 営利を目的として結婚相手紹介業を営むものでないこと。

3 補助金

補助対象経費及び補助上限額は次のとおりです。

補助対象経費	開催1回あたりの 参加者数(実績)	補助上限額
賃金(臨時的に雇用するものに限る。)、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通	50 名以上	200,000円
信運搬費、手数料、保険料、筆耕料、委託料、会場借上料、車両借上料、機材等借上料	10 名以上 50 名未満	100,000円

- ※領収書の写し、積算証明書等の支出内容を明確に証することができる書類により、その支出を確認できるものに限ります。
- ※補助対象外となる経費
 - ・交付決定前に着手した事業にかかる経費
 - ・備品購入費、参加者の飲食代、体験料、交通費、宿泊費、商品代等の経費

4 補助対象事業実施期間(イベント実施期間)

令和6年12月1日(日)から令和7年2月16日(日)までの間で設定してください。

5 採択予定件数

4件程度

※1事業者が交付を受けられる件数は令和6年度において通算2件までとします。

6 手続きの流れ

(1) 事前相談

交付申請前に、下記の書類を各1部メールにて提出してください(FAX、郵送又は持参も可)。

書類の送信・発送後、「8 書類提出・問合せ先」の担当まで電話で到達確認の連絡をしてください。

- ① TOYAMATCH イベント事業応募用紙
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号)

|事前相談受付期間:令和6年10月1日(火)~令和6年11月8日(金)

(2) 交付申請書類提出

事前相談終了後、下記の書類を各1部メールにて提出してください(FAX、郵送又は持参も可)。

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号) ~(1)事前相談において提出したもの
- ③ 収支予算書(様式第3号)
- ④ 補助金申請額調書(様式第4号)
- ⑤ 実施主体の概要説明書(様式第5号)
- ⑥ その他参考となる資料

|交付申請書類受付期間:事前相談終了後~令和6年11月15日(金)

- ※事前相談及び交付申請書類の提出にあたっては、県の HP に掲載されている様式 を使用してください。
- ※上記募集受付期間終了後、予算の状況に応じて追加募集を行う可能性があります。

(3) 審査及び交付決定

交付申請書類を審査し、補助金交付の可否を決定します。

上記交付申請書類受付期間終了後、原則として 10 日程度経過後までに補助金交付

の可否を連絡予定です。

交付決定後に着手した事業にかかる経費が補助対象となります。

※予算の範囲内で交付します。今回の交付申請の総額が予算の範囲を超えた場合は 交付されない場合がありますのでご留意ください。

(4) 補助対象事業の実施

- ・事業実施状況が分かるよう、イベント当日の写真を撮影してください。
- ・事業実施にかかるすべての支出証拠書類(領収書等)を保管してください。
- ・やむを得ない事情等により事業を中止又は変更する場合には、必ず事前にご相談 ください。変更申請書の提出が必要となる場合があります。
- ※変更……実施主体・事業内容・参加募集数を変更すること。 事業費を申請時の20%以上変更すること。

(5) 実績報告書の提出

下記のうち、いずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)及び必要添付書類 (事業実施状況が分かる写真、支出証拠書類の写し等)を提出してください

- ・補助事業が終了してから30日以内
- · 令和7年2月28日(金)

7 補助対象事業実施上の留意点

- ・参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、実施事業者において責任を持って対応すること。
- ・事業の実施にあたって、特定の商品販売、斡旋又は本事業以外のイベント等への勧誘 を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- ・実施事業者は、アルコールの提供を伴う事業を実施する場合は、公共交通機関の利用 やシャトルバスの手配など参加者の交通手段を確保するとともに、事前に参加者に 対して「飲酒運転しない旨」を告知すること。
- ・事業の実施にあたって知り得た個人情報は、実施事業者の責任の下で厳重に管理し、 他の目的に利用しないこと。
- ・参加者の個人情報の問い合わせについては、事前事後を問わず応じないこと。
- ・参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任において行わせること。

8 書類提出・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 - 7

富山県知事政策局 少子化対策・働き方改革推進課 少子化対策担当 TEL 076-444-2174(直通) FAX 076-444-3479

E-mail ahatarakikata@pref.toyama.lg.jp

担当 中島